

電子契約の推進について

○ 電子契約書の締結について

電子調達システム（G E P S）を利用することにより、物品・役務等の契約手続きが、インターネット経由で電子的に処理することが可能となっており、

- 印紙税不要
電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。
- 移動や郵送費の削減
契約書をご持参いただく手間や交通費、書類の郵送費が不要です。
- 書類保管費の削減
電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

等のメリットがございます。衆議院と契約を実施する事業者様におかれましては、電子調達システム（G E P S）を利用した契約手続きの推進に、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

○ 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））とは

電子調達システムとは、デジタル庁が運用し政府機関(府省等)が共同利用するシステムで、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行うことができるシステムです。デジタル庁の運営するポータルサイト「[政府電子調達（G E P S）](#)」からご利用いただけます。